各 位

会 社 名 コカ・コーラウエストジャパン株式会社 代表者名 代表取締役 末吉 紀雄 (コード番号 2579 東証一部、大証一部、福証) 問合せ先 総務 部長 野中 修一 TEL(092)641-9115

ストックオプション (新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成16年2月6日開催の取締役会において、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成16年3月26日開催予定の当社第46回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員の中期経営計画(平成15年~平成17年)達成および業績向上に向けての意欲を高めることを目的に、ストックオプションとして、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

- 2.新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員(執行役員、契約社員、顧問、嘱託、当社からの出向者、当社への出向者等を含む。以下同じ。)とし、今後新たに選任または採用される者を含むものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

15,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。 ただし、前記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの新株予約権行使時に払込みをすべき金額は、次の価額のうち最も高い価額に、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)

新株予約権発行の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)

平成15年5月14日発行の当社新株予約権の行使時に払込みをすべき1株当たりの金額である2,140円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 x

分割または併合の比率

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 × 1株当たりの払込金額

既発行株式数 +

新規発行前の株式の1株当たりの時価

調整後払込金額 = 調整前払込金額 x

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前」を「処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が吸収合併または新設合併を行う場合、吸収分割または新設分割を行う場合、その他これらの場合に準じて1株当たりの払込金額の調整を必要とする場合は、当社は、合理的な範囲で、1株当たりの払込金額について必要と認める調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

各新株予約権の一部行使は認めない。

その他の権利行使の条件は、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、その他必要がある場合、当社は、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、前記(7)に定める権利行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、 当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上